

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回豊中市環境保全審査会		
開催日時	令和6年(2024年)7月12日(金)(13:30~16:30)		
開催場所	豊中市役所第二庁舎3階大会議室	公開の可否	☒ 可・不可・一部不可
事務局	環境部環境指導課	傍聴者数	1名
公開しなかった理由			
出席者	委員	井ノ口委員、小谷委員、澤木委員、前迫委員、益田委員、余田委員	
	事務局	道端次長、小坂課長、多々主幹、藤井係長、草野	
	その他	事業者 議題1:7名、議題2:6名、議題3:6名	
議題	1. 原田緑地整備・管理運営事業に係る環境影響評価準備書について 2. 都市計画道路三国塚口線 阪急神戸線立体交差化事業に係る環境影響評価計画書について 3. (仮称)服部緑地第3駐車場エリア整備工事に係る環境影響評価準備書について 4. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	議事録のとおり		

【事務局】

ただ今から、令和6年度第1回豊中市環境保全審査会を開催させていただきます。
それでは、案件に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

～資料確認～

今年度第1回目の審査会ではございますが、事務局、委員共に昨年度より変わりありませんので、紹介は割愛させていただきます。

また事務局・環境部長の糸井ですが、本来出席するべきところではありますが、公務の都合により、欠席させていただいております。

次に本日の出席状況でございますが、宮川委員がご欠席となっております。

「豊中市環境保全審査会規則」第4条第2項の規定に基づき、委員総数7名のうち6名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告します。

なお、会議に先立ちまして、本日の会議は「豊中市環境保全審査会傍聴要領」に基づき進めており、本日は、傍聴の方がいらっしゃいますことを申し添えておきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、次第に基づき、議事を進めさせていただきます。

それでは案件1「原田緑地整備・管理運営事業に係る環境影響評価準備書」について概要説明をお願いします。その後、審議に入りたいと思います。

【事業者】

～概要説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

キツネについては大阪府では絶滅危惧種ということで、より慎重な保全対策が必要であると考えられるが、少なくとも1家族確認されている中で、キツネの繁殖についてと、工事についての保全対策を詳しく教えてほしい。

【事業者】

有識者として地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センタ

ー主任研究員幸田先生に、調査にあたりカメラの設置位置なども含めて相談させて頂きました。計画地内のカメラ調査の結果、キツネが使用している巣穴が1つ、1家族の生息が確認されています。これらの結果についても幸田先生に報告し、保全対策について相談しました。北側のフェンスについては、事業者の意向で設置することとなりましたが、キツネが出入りできるほうがいいたろうとのアドバイスをもらいましたので、フェンスの下に隙間を設けることとし、隙間の高さについても相談しながら決定したものです。工事についても同様に幸田先生に相談させてもらっていますが、工事の時間については調査結果をもとに決定しており、工事期間についても繁殖期は繁殖地周辺での騒音や振動が発生する工事を避ける措置を実施する予定です。幸田先生には現地を確認してもらっており、キツネの移動経路の確保をしたほうがいいたろうとのアドバイスをもらっており、そのようなことも検討しながら工事を進めていきたいと考えています。

【委員】

調査結果を踏まえた保全対策であることは承知した。保全対策が適正かどうかは本審査会中に検討させてもらいたい。

【委員】

2点確認したい。p1-8の図を見ると南側に駐輪場が設けられるが、車道からアクセスできるのか、歩道を再整備するとの話もあったが、どうなるのか教えてほしい。

【事業者】

南側の他、北側にも駐輪場を設置しますが、隣接する東側道路には歩道を整備し、歩道から駐輪場にアクセスすることを想定しています。公園内に入ってから駐輪場へアクセスするようなことも検討中で、今後詳細設計で詰めていきたいと考えています。

【委員】

歩道からのアクセスとなると、ルール上、歩道の自転車通行可とする必要があるが、どうか。

【事業者】

車道から歩道を横切って駐輪場へアクセスすることになると思いますが、道路部局と協議しながら安全な形で進めていきたいと思っています。

【委員】

もう一点が、p4-1-15～16において、車の入庫台数を予測しているが、休日の場合は5000人をもとに予測されており、その際の車の分担比、自転車の分担比はどの様に想定しているのか。

【事業者】

手元に分担比の資料がありませんが、自転車での来場者はなく、すべて車で来場され

ることを想定していると思われます。そのため、交差点需要率は来場者がすべて車で来ることを想定した予測となっています。車に 4～5 人乗車して来場されることを想定されています。

【委員】

キツネの保全措置についてだが、千里川との境はフェンス、公園内の来場者との境は垣根となっているが、どのような使い分けがあるのか。

【事業者】

北側のフェンスは格子状になった先を見通せるもので、垣根は来場者の視線が向かないようなものとなっています。事業者としては北側をキツネの繁殖に利用してほしいエリアとして考えています。来場者が繁殖エリア近くまで来たときに、人の視線にキツネは敏感であると思われることから、人の視線を遮るような塀のようなものを設置することとしています。どういう材質の垣根にするかは検討中であります。

【委員】

垣根は人工物のようなものではなく、生垣のようなものにするのか。

【事業者】

公園内ということもあり、親しみのあるような形で、できるだけ人工構造物ではない、自然との調和を意識したものが望ましいと思われますので、検討していきたいです。

【委員】

p1-3 に空港関係者からの要望の中の 5 番目に、「小動物による空港滑走路への侵入を防止すること」となっているが、これまで説明のあった生態系の保全対策や外来生物への対策について教えてほしい。千里川から空港に入ることになると思うので、計画範囲外になるが、検討しているようなものがあれば教えてほしい。

【事業者】

キツネに関しては、夜間滑走路やその周辺の芝地で確認されており、出入りはしているようです。一方計画地から滑走路へは千里川があり、水深が深い場所であることと、岸辺があるようなところではなく壁のようにになっていることから、計画地からは直接滑走路へ行けないと考えられます。また、計画地内で小動物が集まるような環境を作って、起点として外部に出るようなことがないようにとの要望と理解していますので、果実のなるような樹種等を避けるなどで対策できると考えています。

小動物が滑走路内に入る懸念もあるとは思いますが、主に電気系統の配線をかじるなどが大きな問題と聞いています。現状より悪化させるようなことはないようにとの要望と理解しています。

外来生物については、ミシシippアカミミガメ、アライグマ、ヌートリアが確認されています。対策が難しいところではありますが、工事中に出る食べ残しや、供用開始後

の公園内のごみ対策が重要になると思います。

【委員】

これまではキツネの繁殖に関する保全対策について説明を受けたが、キツネの餌の観点からの質問である。キツネの採餌行動として、ネズミや果物なども食べるが、数少ないキツネの繁殖地としてキツネの餌場の確保やキツネの生活史を勘案した設計となっているか教えてほしい。

【事業者】

調査では、キツネのものは不明ですが、計画地内の食痕として、野バトやヌートリアがあり、カメラでは巣穴近くでお菓子の袋を咥えたキツネが確認されています。ネズミを咥えたところは確認されていません。そのため、事業計画地内でどの程度餌を採っているのかは不明で、計画地外で餌を採っていることも推測されます。計画地内では樹木が一度伐採等をされますが、新たに植栽もしますので、一定の緑地は形成されますし、数年後には餌となるような生物も戻ってくる環境ができると考えています

【会長】

ありがとうございます。他にご意見がないようでしたら、続いて、環境保全審査会としての意見書案の作成に入りたいと思いますので、事業者の退出をお願いします。

～事業者の退場～

【会長】

それでは、「原田緑地整備・管理運営事業に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～「原田緑地整備・管理運営事業に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、意見、質問がありましたらお願いします。

【委員】

生態系について、事業者の説明ではキツネの繁殖地を新たに設けるとのことだったので、「新たな生態系の創出にも取り組む」などの文言を入れるのがいいと考える。今環境省が自然共生サイトで生物多様性の保全について明記しているが、来年の4月以降は保全だけでは30by30が達成されないので、生物多様性の保全・回復・創出の3本柱で、

現状良好でない環境も良くしていく取組が実施される。意見書にある保全と維持についてはこれまでも実施していること。キツネの生息環境が維持できれば問題ないが、維持できないのであれば新たな生息環境を創出するという観点から、「よりよい生態系の創出」などの文言も検討してほしい。

【委員】

計画地内に文化財の包含層があるとのことで、試掘では何もでなかったが、今後工事をする中で文化財が出る可能性もあると思うがどうか。

【事務局】

今追加の試掘を実施しており、その結果をもとに教育委員会と協議をし、保存を図っていくことになります。

【会長】

その他意見はございますか。

～意見なし～

【会長】

それでは、生態系の項目について、「新たな生態系の創出」や「よりよい生態系の創出」などの文言を追加して事務局と調整したうえで審査会の意見書としますがよろしいでしょうか。

～意見なし～

【会長】

それでは案件２に移ります前に５分ほど休憩とします。

～休憩～

【会長】

皆様戻られましたので審査会を再開します。続いて、次第に基づき、案件２の「都市計画道路三国塚口線 阪急神戸線立体交差化事業に係る環境影響評価計画書」について概要説明をお願いし、その後審議に入りたいと思います。概要説明をお願いします。

【事業者】

～概要説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

概要書 p2 に、環境影響要因として列車の走行と施設の存在の 2 項目を挙げているが、工事中のことが無いのはなぜか。事業計画地の周辺に幼稚園があることから、工事中についても、騒音や振動等に配慮すべきではないか。

【事業者】

豊中市条例における環境影響評価では、工事中の環境影響については評価の対象外となっています。ただし、工事中についても環境影響の配慮は当然必要と考えていますので、p2-9~2-11 には工事中に実施する環境保全上の配慮事項を整理して記載しています。例えば、ご指摘の騒音や振動については、低騒音・低振動低騒音型の機械の使用に努めることやピーク時の工事車両数を削減するよう努めることなどの環境保全対策を講じることとしています。

【事務局】

豊中市の環境影響評価の仕組み上、工事中の予測評価は対象外としていますが、工事にはその他の法令で規制があるので、そちらで規制することになります。また、周辺に幼稚園があることについては、公共工事ということもあって、お昼寝時間中の工事は行わないなどの対策は普通に実施されるところです。

【委員】

p3-1 を見ると、事業範囲に尼崎市域が含まれているように思われるが、ここの取り扱いはどうなるのか。尼崎市域への環境影響は評価されるのか。また、旧猪名川部の橋梁は架け替えるのか。

【事業者】

旧猪名川部の橋梁は、切り替えの際に、向きを少し変えるような施工をしますが、新たに架け替えを行うような計画ではありません。ご指摘の通り、事業範囲に尼崎市域が約 50m 程度含まれていますが、尼崎市との調整の結果、尼崎市条例においては、1km 以上の鉄道が環境影響評価の対象事業とのことで、本事業は対象外となります。ただし、今回の豊中市条例の環境影響評価において、事業範囲全体の環境影響評価を行うこととしていますので、尼崎市域も含めてしっかりと環境影響の評価を行います。

【委員】

鉄道高架化について環境影響評価を実施することとされているが、道路整備についてはどうか。道路の整備延長が 460m であり、1km 以下であるため、豊中市条例における対象事業にはならないということであると思う。ただ、現在は兵庫県側の旧猪名川の手前までは 4 車線で整備完了しており、そこで行き止まりになっているが、今回の道路整備により、交通量がかなり増えるように思われる。騒音・振動など、道路整備による

環境影響についてはどう考えているか。

【事業者】

お話頂いたように条例においては環境影響評価の対象外ですが、交通量の増加なども踏まえて、大気汚染、騒音や振動など、自主的に環境影響評価を実施します。

【委員】

道路側の任意の環境影響評価の実施時期はいつか。

【事業者】

本案件である鉄道高架と同時期に実施します。

【委員】

それでは、次の準備書の審査会においては、鉄道と道路の影響を合わせたような内容で審議されるのか。

【事業者】

条例上の環境影響評価の対象事業は鉄道高架であるため、今回の計画書作成にあたっては事務局と調整の上、鉄道高架の環境影響評価に限定して整理した内容の計画書としていますが、道路整備の環境影響評価に関する計画書については、別途任意で作成しています。次の準備書の作成の際に、どのように取り扱うかは、今後に事務局と調整して検討します。

【委員】

騒音も振動も鉄道と道路が重なり合うことでより大きな影響が出る可能性があるもので、それぞれ別々で評価するだけでいいのかという思いがある。仕組み上は道路整備については対象外であることは理解できるが懸念するところである。

山手幹線と大阪府内がつながるとかなりの広域幹線になる。利便性は向上するものの、その分影響が大きくなると懸念しているので確認した。

【会長】

他にご意見がないようでしたら、続いて、環境保全審査会としての意見書案の作成に入りたいと思いますので、事業者の退出をお願いします。

～事業者の退場～

【会長】

それでは、「都市計画道路三国塚口線 阪急神戸線立体交差化事業に係る環境影響評価計画書」の環境保全審査会としての意見書案について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～「都市計画道路三国塚口線 阪急神戸線立体交差化事業に係る環境影響評価計画書」の環境保全審査会としての意見書案について説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、ご意見いかがでしょうか。

【委員】

工事中を予測評価に入れないことについて、技術指針等に記載がないがどこを見たらわかるのか。通常学校関係や病院が周囲にある場合は、工事中の配慮は当然として、他のマニュアルには特別の配慮をするなどの記載がある。

【事務局】

豊中市では工事中は予測評価をしません、配慮は必要であるという項目として挙げています。予測評価しない理由は、豊中市では規模がかなり小さいものから環境影響評価をすることを定めています。他自治体と比較しても非常に規模の小さいものから実施をしていることから、工事中に関しては期間も短く予測評価の対象外として制度設計をしています。

環境影響評価技術指針には、施設の存在や供用後については評価をすることとなっていますが、工事中についての記載はしていません。

【委員】

工事中の記載がないということは事業者の判断で実施しても良いと思うがそれでよいか。

【事務局】

事業者の判断で工事中の予測評価を実施することは構わないと考えます。

【委員】

以前に、工事中に関する予測評価について同じ質問をしたが、工事の規模に対して工事中の予測評価を実施するということは必要ではないかと考える。今回の鉄道高架事業は工事期間も長くなるし、高架であることから影響範囲が広くなると想定される。今後、工事の規模に合わせた環境影響評価を検討してみてもいいと思う。

【会長】

ご意見として賜って、今後事務局で検討を進めていただきたいと思います。

事務局提案の意見書案に対する意見はないようですので、そのままを今回の保全審査会の意見書としたいと思います。

～意見なし～

【事務局】

一点だけよろしいでしょうか。道路側の環境影響評価を実施すると事業者が説明していましたが、審査対象ではないものの、参考資料として準備書に付けてもらった方がいいでしょうか。

【会長】

付けてもらった方がいいと思います。可能であれば鉄道と道路との相乗効果をシミュレーションしてもらった方がより安心できるものになるかと思います。周辺が住居地域ではないので基準は緩めではありますが、鉄道高架と道路が交差するあたりは最も懸念するところだと思います。

【事務局】

承知しました。事業者と協議をします。

【会長】

それでは案件3に移ります前に5分ほど休憩とします。

～休憩～

【会長】

皆様戻られましたので審査会を再開します。続いて、次第に基づき、案件3の「(仮称)服部緑地第3駐車場エリア整備工事に係る環境影響評価準備書」について概要説明をお願いし、その後審議に入りたいと思います。概要説明をお願いします。

【事業者】

～概要説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

温泉掘削を中止したと聞いたが、どうか。

【事業者】

掘削を中止したわけではありません。岩盤の状況から掘削スピードが遅くなっていますが、掘削は進行中です。現在の掘削深度は730mとなっています。

【委員】

河川に放流する排水は掘削後の温泉水か。

【事業者】

温浴施設で使用した浴槽水やシャワー水を処理して河川に放流します。そのため、排水される水は井水と温泉水が混合された水となります。

【委員】

井水と温泉水の混合としても、双方の水質が著しく異なっていれば、準備書に記載している放流水水質の予測から外れるのではないか。

【事業者】

河川の基準に適合するように独自で処理装置を設置し、処理後の水を河川に放流するので外れないと考えています。

【委員】

例えば塩濃度の高い水が温泉水として出てきた場合は、環境基準に適合するまで希釈して排水するのか。

【事業者】

その通りです。豊中市上下水道局と協議しており、毎月放流水の月次報告をし、基準値を下回ることを確認しながら放流します。もし、基準に適合しない場合は公共下水に切り替えて排水する装置になっています。

【委員】

水質の結果について質問がある。p6-3 の予測評価の結果はまだ温泉が掘削中で水質が分からないということは、他のデータを代用したのか。あと、放流水の BOD が4となっているが、環境基準では河川の類型が B であれば BOD が3以下である。少量の放流水が大量の河川水で希釈されているから問題ないとしているが、この BOD が4というのは最大なのか平均なのか。

【事業者】

データは他の温泉施設のデータを代用しています。放流水については排水基準を守ることを基本と考えており、放流先の河川の環境基準を達成することが望ましいと考えています。

【委員】

先程の質問と重なるが、放流水の水質を適切に管理し、基準を満たさないのであれば公共下水に放流することで間違いはないか。

【事業者】

はい、その通りです。処理施設には水質のセンサーが組み込まれており、基準値をオーバーする場合は警告が表示され、その時点で処理設備の調整をするか公共下水に切り替えます。基準をオーバーすることがないようなシステムとなっています。

【委員】

交通に関して 5 点質問がある。p6-25 には、現地調査の日程として、令和 5 年と記載があるが、巻末資料には令和 3 年と記載がある。どちらか。

【事業者】

令和 5 年の誤りです。失礼しました。報告書提出の際に修正します。

【委員】

2 点目が p6-32 のところで、発生集中台数の表があるが、既存店舗の実績とはどのようなデータか。例えば 1 年間の平均であったり、代表的な 1 日のデータあったり。また、今回の採用したデータの決定手順を教えてください。

【事業者】

類似店舗のデータは芦屋の店舗のもので、2023 年 1 月 18 日の水曜日と 1 月 22 日の日曜日の終日調査をした結果を採用しています。推測の方法としては、事業者のデータを基に、車 1 台に何人乗車しているかを決定し、人数を想定しています。

【委員】

ということは、このデータは年間の最大とかではなく、たまたま調査した日のデータということか。

【事業者】

1 月は来場者数が最も多い月と考えています。

【委員】

3 点目。p6-40 の右折入庫の滞留長の予測評価だが、対向車の通過待ち時間を 9 秒としている根拠はなにか。

【事業者】

まず、南側の道路で寺内 2 の交差点から入って右折で事業計画地に入ろうとする際に、対向車を待つことが想定されます。右折車両はまず一時停止をして右折を始めて右折が完了するまでの時間を最大 10 秒と想定しました。ゼロ発進から敷地内に入るまでが計算上 10 秒だったからです。運転者が 10 秒で曲がれると認識をする上で、対向車が 10 秒より短い地点にいる場合は、運転者は右折をせずに待つことになります。言い

換えますと、10 秒以上の距離にいる場合、運転者は待たずに右折を開始します。そのことから、10 秒から 1 秒引いた 9 秒を最大の待ち時間として想定しました。つまり、車が右折入庫する際に後続車が滞留する最大時間は、最大の待ち時間 9 秒と右折に要する時間 10 秒を足した 19 秒になります

状況的には、定常的に車が流れていることを想定しています。

【委員】

10 秒以内の間隔で車が流れている場合は、ずっと曲がれないということか。

【事業者】

その通りです。

【委員】

それであれば、ずっと車が流れている場合はどうなるのか。

【事業者】

服部緑地前の交差点信号が青になった場合は、南側道路へは最初の時間は車が密に流れますので右折を待つことになります。それが最大の待ち時間にすべきでしょうか。

【委員】

その時の滞留長を予測評価すべきだと考える。

【事業者】

承知しました。委員の指摘通り修正して報告書で修正します。

【委員】

4 点目。p6-41 で南側道路が混雑した場合、南側からの退店を中止するとのことだが、来店経路と退店経路が大きく変わってしまう。服部緑地前の交差点を左折して、寺内 2 の方に行く車はかなりいると思うが、予測評価では寺内 2 に向かう車は 0 台としており、現実的なのか。また、0 台にするための具体的対策はどのようなものか。

【事業者】

混雑時の退店ルートとしましては、青線で示しています。北側へ向かう車はいいのですが、南側へ行く車は直進を想定しています。寺内 2 に向かわないように迂回してもらうことを想定していますが、服部緑地前交差点を左折しない保証はどこになるのかと言いますと、敷地内駐車場に看板を設置し来店者に周知することや必要に応じてプラカード等を用いて服部緑地前交差点での注意喚起を行うことを考えています。

【委員】

5 点目。p6-47 で、滞留長の予測をしているが、増加滞留長を 6m としている。信

号 1 サイクルで捌ければ問題ないが、捌けなければ増加分がどんどん積み重なって滞留長が伸びると思うので、この 6m というのが過少推計ではないか。

【事業者】

その通りだと思います。対策時は服部緑地前交差点の滞留長が増加することとなっています。理由は南側道路の出入りを封鎖し、西側から出入りさせるためです。西側道路の滞留長が伸びた場合、p6-48 を見てもらえれば、13 時台に最大で 84m となっており、これが 1 回の信号サイクルでは捌けず 1～2 台残る計算となります。ただし、最大時には委員の指摘通りになる可能性はありますが、一時的なものと考えています。

【委員】

p6-47 の結果は納得ができない。

【事業者】

p6-47 は寺内 2 の通常時ですが、委員の指摘を踏まえた内容に報告書では見直します。ただこれは、あくまでも対策しなかった場合の予測になりますので、今回は対策を実施することを申し上げておきます。

【委員】

水質汚濁の項目に戻る。通常時は処理して河川に放流するが、基準値を超えた場合は公共下水に切り替えるとのことだった。処理装置に水質測定器を設置するとのことだが、どのような方法で何を測定するのか。

【事業者】

BOD、濁度等を測定する。

【委員】

BOD は連続測定できないのではないかと。濁度はできるとは思うが。

【事業者】

改めて報告書でお示ししますが、電気伝導度などを用いて測定することになると思います。測定のメカニズムについても報告書で追記させていただきます。

【委員】

景観のところだが、シミュレーションしてもらった範囲では問題はないようだが、こういう施設だと道路側に屋外広告塔を設置すると思う。計画ではどうなっているか。

【事業者】

屋外看板は設置する予定となっています。

【委員】

市の条例等に準拠しているのか。

【事業者】

屋外広告条例に準拠したものとしています。

【委員】

そうするのは当然だが、事業地は服部緑地の一部ということで、施設の性質上公園の風致を害さないようにする必要があると思う。そのため、市の条例を満たせばいいのではなく、それ以上の配慮として周辺の景観との調和等を考慮してもらう必要があり、色彩であるとか光るものを使用しないなどを含め配慮してほしい。

【事業者】

委員のご指摘の通り、公園内ということもあって、十分配慮した計画としています。

【委員】

緑地のことだが、現在ある高木を 100 本ほど伐採する計画となっていたように思うが、環境負荷の項目について教えてほしい。温室効果ガスの排出と吸収の予測評価を見ると、削減量が 10%というのは非常に低いように感じる。今のご時世なので、ゼロカーボンとまでは言わないが、施設から排出される温室効果ガスを緑地等で吸収するなどの環境からの配慮がもう少し必要なのではないかと思うがいかがか。また、新たな植栽を思うが、景観はどうなるのか。

【事業者】

ご指摘通り温室効果ガスの削減率 10%というのは少ないというのは否めないと思います。ゼロカーボンというのは事業者が目指すものではありません、削減率の算出は単年度での削減となっています。

また、景観については新たに植栽する樹種については外来種を選定せず、周辺と調和のとれたものや現行の樹種を選定することとしています。ただし、植栽する樹木は若齢木となりますことから、景観として成熟していくのには時間がかかると考えています。

【委員】

生態系では、水辺空間や草地などの緑地景観が多様な生態系を育んでいるということになるが、徐々に多様性を育んでいくということ、緑地景観を維持していくということ、環境負荷を低減していくということが重要になる。具体的な計画として準備書に記載されていないように感じているがいかがか。

また、高木は何本伐採するのか。新たな植栽は何本か。1 年目はこうだが、5 年目はこうなるというような具体的なものはないか。

【事業者】

伐採樹木と植栽について回答します。p6-78 に記載していますが、伐採する高木は 69 本、新たに植栽する高木は 208 本となっています。植栽樹木は高木といえども 3～6m であり、温室効果ガスの吸収量が少なくなっていると思いますが、時間が経過することで、CO₂の固定化が行われることとなり、緑地景観に寄与すると考えます。

【委員】

新たに植栽する樹木はすべて高木になるのか。208 本植えても数年後には 2 割程度はなくなってしまうことも多いので、そこを想定に入れば何年後に現状と同じぐらいになるのかは推測できると思う。緑地では景観的なこと、現代的な問題としてのゼロカーボンを目指すということをバランスよく進めていってほしい。

【会長】

ありがとうございます。他にご意見がないようでしたら、続いて、環境保全審査会としての意見書案の作成に入りたいと思いますので、事業者の退出をお願いします。

～事業者の退場～

【会長】

それでは、「(仮称) 服部緑地第 3 駐車場エリア整備工事に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～「(仮称) 服部緑地第 3 駐車場エリア整備工事に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、ご意見いかがでしょうか。

【委員】

井戸の掘削が完了していない中で、温泉水の取水状況が今後変更される可能性がある。こういう場合は環境影響評価として予測と、実際に施設が稼働した時の状況が大きく異なる可能性がある。例えば、温泉水を取水し始めた場合、取水できなかった場合など様々なことが考えられるが、そこまで踏まえた意見とするのか。

【事務局】

環境影響評価は事業計画に対して実施することになりますので、温泉水を取水して最終的には浄化して河川に排水するという計画に対しての意見書となると思います。そのため、温泉水が取水できない場合の想定は難しいと考えます。

【委員】

水質が著しく悪い場合や処理が難しい場合などはこの意見書には記載しないのか。

【事務局】

そういう場合は、公共下水に排水するように明記するほかないかと考えます。

【委員】

事業者は基準を満たさない場合は公共下水に放流すると言っていたが、確約させるためにも明記しておいた方がいいと思う。

【事務局】

承知しました。委員の意見を踏まえて文言修正をします。

【委員】

一般的な話になるが、大阪平野での地下水で最も問題となるのはホウ素になる。希釈すれば排水できるという考えもあるが、そのままでは環境基準を超過すると考えられるので、事業者にはきちんと対応するようにしてほしい。

【委員】

交通に関しては、渋滞対策をしても新御堂筋方面へ服部緑地前交差点を左折する車が多いように感じる。左折せずに南に下る場合や北側へ迂回するとなると非常に遠回りか別の交通渋滞に捕まる可能性がある。新御堂筋方面へ左折させないように対策を強化する必要があると思うので、文言をより強調するようにしてほしい。

【委員】

生態系のところで、「生態系の保全」のような文言を追加してほしい。要するに、生態系は樹木だけが重要ではなく、重要種だけが重要なのではないということで、あらゆる生物種が重要なのだということは認知されるようになっている。

【委員】

環境負荷についてだが、伐採した樹木を再利用して炭素固定化という文言があるが、本当にできるのか。初年度だけは伐採するが、それ以降は定期的に伐採するわけでもないと思うので、どういう意図でこの文言が入っているのか。

【事務局】

事業者の説明によれば、伐採樹木に関してはチップ化して再利用するということでしたので、そういった内容を追加で記載しています。

【委員】

それでは、固定化とまでは言えない。家屋に使用して 100 年利用するなどがあれば固定化と言っているが、チップ化して燃やすのであれば固定化ではない。

【事務局】

チップ化したものの使用用途までは説明がありませんでしたが、燃やすものではないと聞いています。

【委員】

炭素の固定化が実現可能なのであればこのままでいいと思うが、気になったので質問した。散策路に敷くとか使用用途はあるが、一時的な固定化にしかないとは思っているので、温室効果ガスの排出を遅らせるイメージになるかと思う。固定化に配慮した形で進めてほしい。

【委員】

景観のところで、「屋外広告物も含めて」といった内容を追加してほしい。

【会長】

その他意見はございますか。

～意見なし～

【会長】

それでは保全審査会の意見書としましては委員からの意見等を踏まえて事務局で作成して頂き、意見書の最終調整については、会長に一任という形で了解をいただき、市長に報告することとさせていただきます。

本日予定しておりました案件は終了しましたが、事務局の方で、案件 4 その他の事項として何かありますか。

【事務局】

その他としまして、近日、本審査会を開催する予定についてお知らせします。

現在事業者より相談を受けている案件が 1 件あり、8 月下旬ごろの提出を想定している所です。委員の皆様には、日程等がある程度固まり次第、あらためてご報告させていただきます。

本日の案件に対する環境保全審査会の市長意見書につきましては会長と事務局との間で、最終調整させていただき、とりまとめ次第、委員の皆さんへご送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日予定の案件は終わりました。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

会長ありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、令和 6 年度第 1 回豊中市環境保全審査会を終わらせていただきます。

オンライン出席の委員の皆様、WEB 会議からの退出をお願いします。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。